

# 申請業種一覧表 <工事請負>

※許可区分: 許可および経審をうけるべき建設業の略号

業種名 (最大10業種を選択できます)	許可区分	説明
一般土木工事	土	土木一式工事
下水道工事	土	下水道工事
	水	
軌道工事	土	軌道工事
水道工事	土	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、導水路及び浄水場内土木工事、等
	水	
配水管布設工事	土	配水管布設工事(本市上下水道局の登録を受けた配水管施工士を有するものに限る)
	水	
建築工事	建	建築一式工事
とび・土工・コンクリート工事	と	グラウト工事、フェンス工事、等
道路標識設置工事	と	道路標識設置工事
解体工事	解	工作物解体工事
電気工事	電	電気設備工事、等
受変電工事	電	受変電・配電盤工事、等
屋外照明工事	電	公園灯、街路灯の工事、等
特殊電気工事	電	電車線、架線、第3軌条布設工事、地下鉄高圧配線工事、地下鉄地中線工事、鉄道信号設置工事、等
	通	
電気通信工事	通	電気通信工事、電波障害改善工事、放送設備工事、情報制御設備工事、等
管工事	管	給排水・衛生設備工事、冷暖房・空調設備工事、浄化槽設備工事、等
鋼構造物工事	鋼	鋼構造物設置工事、歩道橋製作架設工事、橋梁鋼箱桁設置工事、等
舗装工事	ほ	アスファルト・コンクリート舗装工事、等
塗装工事	塗	一般塗装工事
区画線設置工事	塗	区画線設置工事
機械設備工事	機	ポンプ設備工事、ボイラー設備工事、昇降機設置工事、送風機設備工事、等
	水	
水・汚泥処理設備工事	機	脱水設備、汚泥焼却炉等設置工事、塩素滅菌装置等設置工事、除塵機・汚泥かき寄せ機・散気装置設置工事、等
	水	
計装設備工事	機	計装設備工事、等
	電	
置工事	内	置工事
造園工事	園	植栽工事、公園施設築造工事、遊具施設工事、等
大工工事	大	大工工事
左官工事	左	左官工事
石工事	石	石工事
屋根工事	屋	屋根ふき工事
タイル・れんが・ブロック工事	タ	タイル・れんが・ブロック工事
鉄筋工事	筋	鉄筋工事
しゅんせつ工事	しゅ	しゅんせつ工事
板金工事	板	板金工事
ガラス工事	ガ	ガラス工事
防水工事	防	防水工事
内装仕上工事	内	内装仕上工事(置工事は別に申請)
熱絶縁工事	絶	熱絶縁工事
さく井工事	井	さく井工事
建具工事	具	建具工事
消防施設工事	消	消防施設工事
清掃施設工事	清	清掃施設工事

※1 工事で設置した設備等の保守点検を行う場合は、「業務委託」区分の「保守・点検・修理」にも申請してください。

※2 本店等で建設業許可を受けている場合でも、本市に登録する支店等では許可が無い場合(建設許可申請の別表の写しに記載が無い場合)には、当該区分の申請は可能ですが「軽微な工事」として登録されます。

※3 “申請に対応する建設業許可を受けていない”場合や“申請に対応する建設業許可はあるが経審を受けていない”場合は、当該区分の申請は可能ですが「軽微な工事」として登録されます。

※4 上記2、3により「軽微な工事」として登録した業種について、後日建設業許可および経営事項審査を受けた場合には、本市への届け出により、登録内容を通常の登録に変更できます。